

# 『豊中市第五次障害者長期計画』の概要

## 第1章 計画の策定にあたって

### 第五次長期計画策定の背景と目的 (p. 1)

- ・平成25年(2013年)3月に『第四次長期計画』を策定。
- ・『第四次長期計画』が平成29年度(2017年度)で終了することから、本市の障害者施策を引き続き計画的に推進するため策定。

### 計画の位置づけ・対象・期間・策定体制 (p. 3)

- ・障害者基本法第11条に基づく市町村障害者計画。
- ・豊中市内で暮らし、学び、働き、活動するすべての市民が対象。
- ・平成30年度(2018年度)～平成35年度(2023年度)の6年間(計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行う)。
- ・障害当事者を含む市民、関係機関等の参画のもとに策定。

## 第2章 豊中市における現状と課題

### 人口・障害のある人の状況 (p. 7)

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の総数は、平成29年(2017年)3月には、20,635人(重複含む)。
- ・手帳所持者の人口総数比は微増傾向。

### 障害者施策の実施状況 (p. 19)

- ・『第四次長期計画』では、主な事業として173事業を掲載するとともに、計画の推進のための事業として5事業を位置づけ実施。
- ・障害者差別解消法施行を受けた相談支援体制・職員研修体制・啓発体制の整備や、障害者基幹相談支援センターを中核とする相談支援体制の充実、公立障害者施設の再編と地域生活支援拠点施設の整備、『豊中市障害者グループホーム整備方針』に基づく整備促進等、施策を着実に実施。
- ・毎年度、実施状況報告書を作成し、進行管理を実施。

### 市民の意識 (p. 30)

- ・障害のある人では、生活上、何らかの支援が必要な人は18歳以上の60.8%、障害のある子どもでは80.5%。
- ・障害のある人では、障害や難病があってもライフスタイルに応じた生活ができると回答した人が49.7%。
- ・障害のある人、障害のない人ともに、障害者差別解消法の名前も内容も知っている人は1割未満。

### 今後の施策推進にあたっての課題 (p. 58)

- ・施策の実施状況等をふまえると、「だれもがいいきと暮らしみんなで支えあうまち」の到達に向けては、以下の課題がある。

#### 【事業の実施状況から見えてきた課題】

- (1) 「ともに生き、支えあうコミュニティ」づくりの推進
- (2) 「一人ひとりが輝くための自立と社会参加」の推進
- (3) 「安心して暮らせる地域生活」の推進

#### 【施策全体を通じた課題】

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進
- (2) 地域包括ケアシステムを活かした、障害のある人の地域生活の支援

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 基本理念 (p. 65)

#### 《基本理念》

- ◆障害の有無によらず、だれもが互いを尊重しあうまち
- ◆だれもが自分らしい生活を実現できるまち
- ◆みんなで支えあい、安心して暮らせるまち

#### 《目標像》

互いを認め支えあい、  
だれもが輝けるまち

### 施策の基本目標 (p. 68)

一人ひとりが尊重され、ともに生きる社会

一人ひとりが輝くための自立と社会参加

支えあい安心して暮らせる地域生活

## 第4章 施策の展開

### (1) 相談支援 (p. 70)

専門的な相談機能の充実を図り、身近な地域における相談支援体制づくりのために、相談支援の質の向上及び相談窓口の周知を図る。

- ①相談支援体制づくり
- ②相談支援事業の充実

### (2) 権利擁護 (p. 73)

成年後見制度の利用促進や障害者虐待の防止等の権利擁護の推進に取り組む。また、政策決定の場への参画等に配慮する。

- ①権利擁護の推進、虐待の防止
- ②意思決定支援の推進
- ③社会参加の促進

### (3) 障害者差別解消の取組・

#### 啓発交流 (p. 76)

障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けて着実に取組を進める。特に、啓発・広報活動や、障害のある人と障害のない人の交流する機会の創出などを通じて、障害や障害のある人に対する正しい理解と認識を深めていく。

- ①障害者差別解消法に基づく取組の推進
- ②福祉教育の推進

### (1) 療育・教育 (p. 79)

障害の状況や特性等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、障害のある子どもと障害のない子どもが、お互いを尊重し支えあう「ともに学び ともに育つ」保育・療育・教育の推進を図る。

- ①障害の早期の気づき・療育体制の充実
- ②障害のある子どもの子育て支援の充実
- ③学校教育における内容の充実
- ④教育施設の整備・充実

### (2) 雇用・就労 (p. 87)

企業や関係機関と連携し、障害のある人の就労機会の拡大、就労後の職場定着の支援、就労体験の機会の充実等に努める。また、一般企業などへの就職が困難な人の就労の場の確保、福祉的就労についての障害のある人の工賃向上に努める。

- ①総合的な就労支援
- ②障害者雇用の促進
- ③福祉的就労の場の充実

### (3) 生涯学習、文化・スポーツ活動 (p. 92)

生涯学習、文化・スポーツ活動を通じて、障害のある人とない人とが交流する機会を設けるとともに、障害のある人の社会参加や生きがいづくりを支援する。

- ①生涯学習の充実
- ②文化・スポーツ活動の推進

### (1) 保健・医療 (p. 94)

疾病の発生予防、早期の発見・治療・療育を図るとともに、保健・医療サービス等の充実に努める。

- ①健康づくりの推進
- ②地域における医療体制の充実
- ③こころの健康づくりの推進
- ④精神保健福祉に関する医療・相談体制の充実
- ⑤難病患者等への支援
- ⑥HIV陽性者への支援

### (2) 自立した生活の支援 (p. 98)

保健・医療・福祉その他関係分野の総合的な連携のもとに障害福祉サービスの質の向上及び量の確保に努める。

- ①在宅生活の支援
- ②外出支援の充実
- ③日中活動の場の確保
- ④生活の場の確保
- ⑤コミュニケーション支援の充実
- ⑥各種制度の活用
- ⑦障害者施設のネットワークの強化

### (3) 生活環境 (p. 110)

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしたい、という意味が実現できる地域づくり・まちづくりを進めるため、住宅や公共施設、道路、公共交通機関などの環境整備を進める。また、広報・情報提供の充実に努める。

- ①福祉のまちづくりの普及・促進
- ②だれもが暮らしやすい居住環境の整備・改善
- ③広報・情報提供の充実

### (4) 地域福祉の充実・生活安全対策 (p. 114)

地域福祉活動の展開を通じて、地域におけるつながりと支え合いの促進に努める。また、災害時の支援体制、防犯対策、緊急時の支援体制づくりに努める。

- ①地域福祉活動の推進
- ②人づくりの推進
- ③防犯対策などの充実
- ④防災・防火対策の充実

## 第5章 計画の推進体制と進行管理

### 計画の進行管理 (p. 119)

- ・各施策や事業の実施状況について年度ごとに点検・評価を行い、施策の充実・見直しについての検討を進める。

### 計画推進体制の充実 (p. 120)

- ・庁内体制の強化・協議会活動の促進、国・府との連携強化を図りながら、市民、関係機関・団体、事業者等の連携のもと計画を推進する。